

損害写真の撮影方法について(ご案内)

このたびの被災に際しまして心からお見舞い申し上げます。

お手数ではございますが、請求書類のご提出に際しまして損害箇所等の写真撮影をお願いいたします。

写真撮影の方法につきましては、撮影見本をご参照ください。

なお、修復見積書とともに写真をご提出いただく場合、共済金請求に使用することを前提として、御見積書の作成業者様に依頼されることをお勧めします。

▼ご自身で撮影された場合は、同封の写真台紙への貼付にご協力をお願いいたします。
(ご自宅のプリンターで普通紙に印刷された場合や台紙への貼付が難しい場合は、そのままご提出ください。)

〈写真台紙のご記入例〉

(様式K-7-2) ご加入者番号 999-9999999-999 ご加入物件住所 XXX県XXX市XXXX町 99-99-99	ご請求者(被共済者)氏名 <u>全国 太郎</u>
写 真	
のりまたはセロテープ等で貼ってください。	
No. <u>1</u>	【場所】建物外観 (北側) 【説明】 屋根瓦一部落下 その他異常なし
ご請求者の方のお名前をご記入 のうえ、撮影箇所と損害状況など をご記入ください。	
写 真	
No. <u>2</u>	【場所】 【説明】
写 真	
No. <u>3</u>	【場所】

※屋根の上など、危険を伴う箇所の撮影は必ず修理業者の方に依頼してください。
※現像代等の費用につきましては、領収書(レシートも可)を同封していただければ実費をお支払いいたします。

撮影見本

①表札等を撮影してください。



②建物の全景を撮影してください。



③損害箇所や損害品の写真を、損害範囲・程度・内容が確認できるよう各箇所につき複数枚撮影してください。
(損害範囲を確認するための離れた写真と、損害程度や内容を確認するための近づいた写真の撮影をお願いいたします。なお、写真が添付されていない箇所は、損害が発生していないものと判断させていただきます。ご了承ください。)



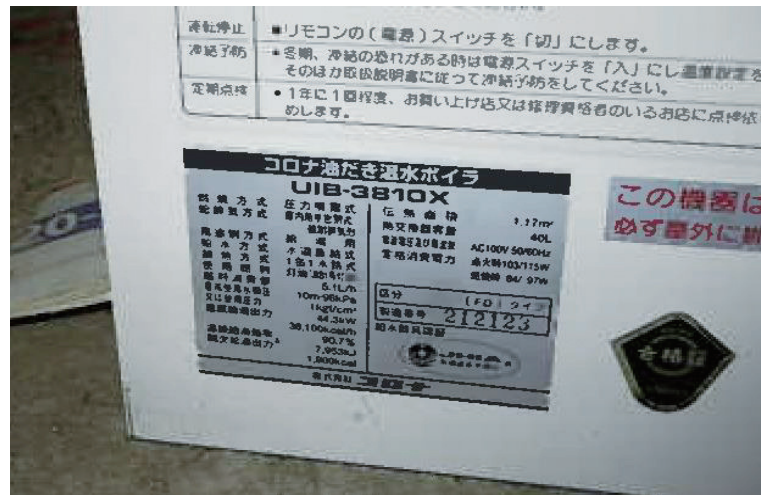
「落雷」または「床上浸水」の被害に遭われた場合は、裏面の撮影見本をご参照ください。



① 落雷損害品の外観を撮影してください。



② 落雷損害品の型式や型番等が確認できるように撮影してください。



③ 落雷損害品を修理または検査したときに内部を撮影してください。
(落雷損害の事実を確認するために、損傷した基板等を撮影してください。)



※修理業者の方に撮影を依頼してください。



① 表札等を撮影してください。



② 住宅の全景を撮影してください。



③ 浸水被害にあった住宅内部を撮影してください。
(被害の顕著な箇所を1~2枚程度)



④ 床面(土間、たたきの類は除きます)から住宅内部における最も浸水した箇所にメジャーを当てていただき、浸水高が判別できるように撮影してください。

